

土地利用基本計画の変更について

令和元年6月

沖縄県

別紙様式
変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	110,867	48.6%			0	110,867	48.6%
農業地域(b)	133,361	58.5%			0	133,361	58.5%
森林地域(c)	113,910	49.9%	6	14	△ 8	113,902	49.9%
自然公園地域(d)	81,517	35.7%			0	81,517	35.7%
自然保全地域(e)	1,040	0.5%			0	1,040	0.5%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	440,695	193.2%	6	14	△ 8	440,687	193.2%
白地地域	1,166	0.5%	6		6	1,172	0.5%
県土面積	228,098	100.0%			0	228,098	100.0%

注1: 県土面積は、平成29年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

変更地域別概要

(様式1)

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況		
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地 地域の 増減					地目	面積
					名称	面積	名称	面積							
1-1	北部森林地域	本部町		3	都 都農公 都公	0 3 0	民林 公特 保護	3 2 0		その他	3	他用途転用(ゴルフ場、採石場、工業用地、住宅用地、学校等)により、既に現況森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。(分譲住宅・駐車場の造成)	沖縄北部地域 (平成30年度)	林地開発許可平成18年4月17日 開発許可完了平成28年3月22日	
2-1	"	名護市(旧羽地村)	3		都農	3				森林	3	現況が森林であり、森林としての利用又は保全を図る必要があるため。(県営林貸付地の返地)	沖縄北部地域 (平成30年度)		
2-2	"	名護市(旧久志村)	3		都 都農	1 2				森林	3	現況が森林であり、森林としての利用又は保全を図る必要があるため。(県営林貸付地の返地)	沖縄北部地域 (平成30年度)		
3-1	"	恩納村		5	農	3	民林	5	2	その他	5	他用途転用(ゴルフ場、採石場、工業用地、住宅用地、学校等)により、既に現況森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため(工場・事業場の設置(沖縄科学技術大学院大学))	沖縄北部地域 (平成30年度)	林地開発許可平成19年3月1日 開発許可完了平成27年10月29日	
4-1	"	宜野座村		2	農	2	民林	2		その他	2	他用途転用(ゴルフ場、採石場、工業用地、住宅用地、学校等)により、既に現況森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため(太陽光発電事業場)	沖縄北部地域 (平成30年度)	林地開発許可平成27年7月13日 開発許可完了平成29年12月27日	
5-1	"	金武町		4	農	0	民林	4	4	その他	4	他用途転用(ゴルフ場、採石場、工業用地、住宅用地、学校等)により、既に現況森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため(金武町フットボールセンター)	沖縄北部地域 (平成30年度)	林地開発許可平成26年4月10日 開発許可完了平成28年6月22日	
合 計			6	14											

2 計画図(変更位置・変更区域図)

別添参照

3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<div data-bbox="692 534 1397 759" style="border: 2px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"><h2 style="margin: 0;">別添参照</h2><p style="margin: 0;">(別添資料)</p></div>			

【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ① 土地利用の基本方向
 - ・国土利用の基本方向
 - ・土地利用の原則
 - ② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 - ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
 - ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
- 等

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 都道府県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
平成30年度沖縄県土地利用基本計画の変更及び管理に係る個別規制法所管課担当者会議	平成30年4月25日	変更予定案件、スケジュール、留意事項等の確認

(2) 市町村(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況	主な意見等
【計画図変更(森林地域)】		
名護市	平成31年2月済み	意見なし(森林地域)
本部町	平成31年2月済み	意見なし(森林地域)
恩納村	平成31年2月済み	意見なし(森林地域)
宜野座村	平成31年2月済み	意見なし(森林地域)
金武町	平成31年2月済み	意見なし(森林地域)
【計画書変更】		
県内全市町村	平成31年2月済み	意見なし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等
沖縄県国土利用計画審議会	平成31年3月済み	意見なし

(4) 国土交通省等との事前調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
国土交通省	平成31年2月済み	意見なし

(5) 国との調整スケジュールに係る要望(国からの回答期限に係る希望・理由(任意))

--

※運用指針 17に記載のとおり、事前調整を行った場合は、国交省が関係省庁との調整を開始してからおよそ3~4週間、事前調整を行っていない場合は、関係省庁との調整を開始してからおよそ6週間